

感染症診査協議会の設置及び運営に関する基準

平成11年3月8日制定

平成17年4月26日一部改正

平成19年3月28日改正

第1 趣 旨

この基準は、感染症診査協議会の適正な設置及び円滑な運営に関し、法、条例及び規則に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この基準において「法」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいう。

- 2 この基準において「条例」とは、北海道感染症診査協議会条例（平成11年条例第1号）をいう。
- 3 この基準において「規則」とは、北海道感染症診査協議会条例施行規則（平成19年規則第15号）をいう。
- 4 この基準において「協議会」とは、法第24条及び条例に基づき設置する感染症診査協議会をいう。

第3 協議会の設置

条例第2条により設置の特例のある保健所においては、各号の上記に掲げる保健所が、協議会を設置するものとする。

- 2 条例第3条及び規則第2条により、協議会は感染症部会及び結核部会を設置する。

第4 協議会の委員の任命

協議会の委員については、法第24条第5項に規定する全ての分野から任命するものとし、その過半数は、医師のうちから任命するものとする。

なお、条例第2条による設置の特例のある保健所については、基準第3に規定される保健所が、委員の任命等を行うこととする。

- 2 感染症部会及び結核部会に属すべき委員は、協議会長が指名するものとし、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）、医療以外の学識経験を有する者の全ての分野から選任することとし、それぞれの部会の委員の過半数は医師とする。

また、感染症部会については、条例第2条により設置の特例のある保健所においては、どちらの保健所でも開催しやすいよう配慮した選任に努めるものとする。

- 3 医療以外の学識経験を有する者は、法律に関し学識を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者を人権尊重の観点から選任することとする。

- 4 委員には、道職員を任命しないものとする。ただし、感染症指定医療機関の医師については、この限りではない。
- 5 会長、副会長の選任においては、感染症部会及び結核部会から1名ずつ選任されるように努めるものとする。
- 6 保健所長は、委員を任命し、若しくは解任した時は、別記様式1により速やかに道健康推進課に報告するものとする。会長又は副会長の選任があったときも、また同様とする。

第5 協議会の開催

- 協議会及び結核部会の招集は、北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則21号）第279条の3に定める庶務をつかさどる部、課が属する保健所長が、感染症部会の招集は、原則として審議等の案件を所管する保健所長が行うものとする。
- 2 協議会及び感染症部会並びに結核部会は原則として出席委員の過半数を医師とし、かつ医療以外の学識経験を有する者たる委員の出席をもって開催することとする。ただし、やむを得ない理由がある時は、この限りでない。
 - 3 保健所長は、地域における感染症対策を推進するため、法第24条第3項による審議等とは別に、年1回協議会を開催するものとする。
 - 4 結核部会の開催は、月2回を限度とする定例会の他、審議案件が発生した場合に随時に行うものとする。
 - 5 保健所長は、協議会又は感染症部会を開催した時は、その都度道健康推進課に状況を報告するものとする。
 - 6 保健所長は、結核部会の開催状況等について別記様式2により四半期ごとに本庁健康推進課に報告するものとする。

第6 協議会の運営

- 協議会又は部会は、保健所長の諮問事項に対する審議結果又は報告事項に対する意見を、その都度書面で答申するものとする。
- 2 会長は、規則第6条の規定により必要な事項を定めた時は、保健所長に報告するものとする。
 - 3 保健所長は、前項による報告を受けた時は、速やかに道健康推進課にその内容を報告するものとする。
 - 4 部会の開催に係る報酬については、部会長であっても委員報酬とする。

第7 その他

「附属機関等の設置及び運営に関する基準」に留意することとする。